令和7年度版

医療的ケアの必要なお子さんの保育所利用のてびき

伊奈町　子育て支援課　保育係
〒362-8517
北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
問い合わせ先：048-721-2111

保育所における医療的ケア児の受入れについて

伊奈町では、令和6年度より、保育所での医療的ケア児の受入れを開始しております。

日常的に医療的ケアを受けているお子さんであり、町の受入れ要件を満たしている場合は保育所の利用が可能となります。

なお、保護者の就労等により保育を必要とするお子さんに対して保育を提供することを目的としているため、お子さんに集団生活の機会を提供することを目的としてはおりません。

◎対象となるお子さん

安全にお子さんを受入れるため、以下の要件を満たしている方が対象となります。

①主治医が保育所等における集団生活が可能と判断していること

②病状や健康状態が安定していて、子ども同士の関わりの中で過ごせること

③日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者における安定した医療的ケアが行われ、保育施設でも同様の医療的ケアを行うにあたり問題がないこと

④令和7年4月1日時点で満1歳の誕生日を迎えていること

⑤原則、伊奈町民であること

※上記のほか、保育所の利用にあたっては教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。詳細は「保育施設入所申込の手引き」をご確認ください。

◎実施できる医療的ケア

①酸素管理

②喀痰吸引（口腔、鼻腔、気管カニューレ内）

③経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）

④導尿（一部要介助、完全要介助）

⑤血糖値管理・インスリン注射（投与量の調整を行わない）

◎利用開始時期及び実施保育所

（1）利用開始日

令和7年4月

（2）実施保育所

伊奈町立北保育所（伊奈町内宿台五丁目214番地3）

電話番号：728-3258

（3）保育時間

平日（月～金）8時30分から16時30分

具体的な保育利用時間は、保護者と保育所との相談により、決定します。

※土曜保育および延長保育は実施しません。（ただし、行事等で必要とした日は除く）

（4）受入れ人数

原則2名まで

◎施設見学について

北保育所にてお子さんの疲労を考慮し2時間以内を予定しています。

保育所に事前予約をして、当日のお子さまに必要な用意は保護者のかたにそろえていただきます。

当日の医療的ケアは保護者の方に行っていただきます。

◎医療的ケア実施申込みについて

保護者が用意するもの

（1）様式第1号　医療的ケア実施申込書（保護者が記入）

（2）様式第2号　医療的ケア主治医意見書（医療機関が記入）

（3）様式第3号　医療的ケア指示書（医療機関が記入）

※（1）から（3）の書類を、相談時に配布しますので、記入完了後、子育て支援課へ提出をお願いします。

◎保育施設入所申込みについて

検討委員会において受入れが可能と判断されたお子さんは、医療的ケア実施申込のほかに、保育施設への申込の書類の提出をお願いします。必要な書類は子育て支援課窓口にて配布及び町ホームページにも掲載しております。

利用開始までの流れ

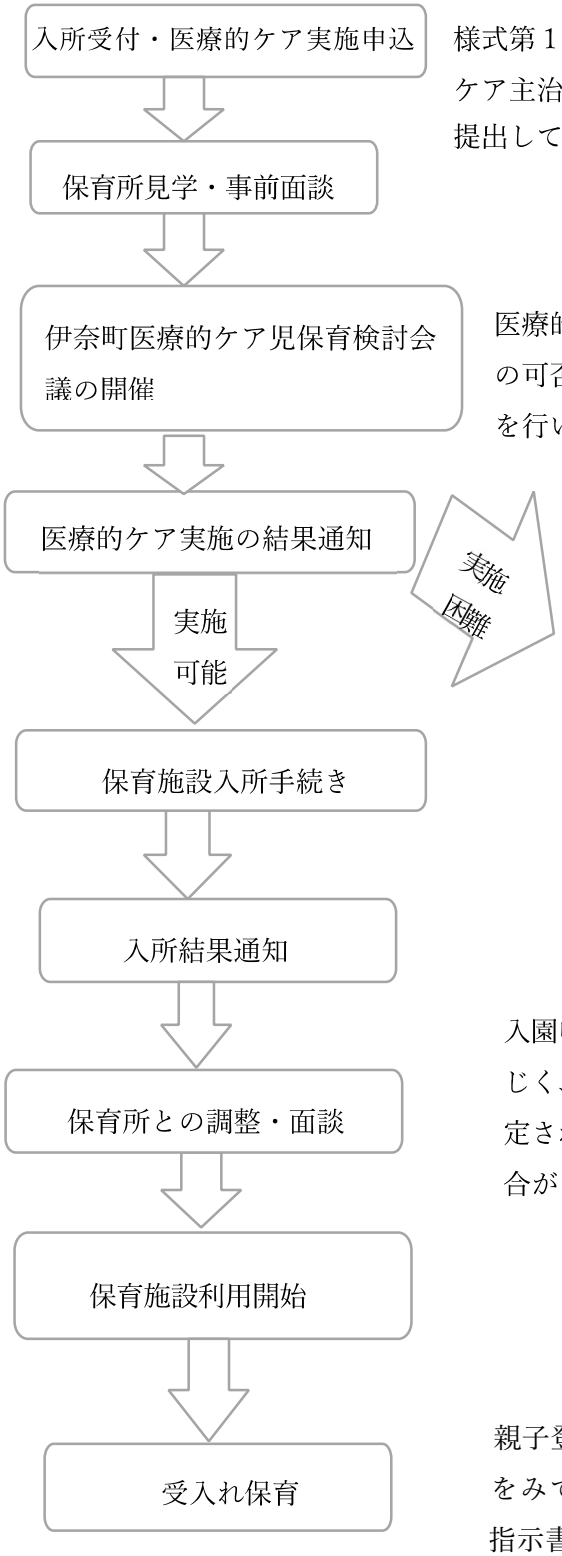

様式第１号医療的ケア実施申込書、様式第２号書医療的ケア主治医意見書、様式第３号医療的ケア指示書を町へ提出してください。

医療的ケア児保育検討会議にて、医療的ケア実施の可否を検討し、集団保育が可能かどうかの判断を行います。

他支援、サービスの検討
（社会福祉課　医療的ケアコーディネーター）

入園申込から利用開始までは、通常入所選考と同じく、医療的ケア実施の結果通知で実施可能と判定されても、入所選考によっては入所できない場合があります。

親子登園をします。期間についてはケア児の様子をみて決めます。保育所での医療的ケアの状指示書の実施を確認します。その際の医療的ケアは保護者の方に行っていただきます。